

LPガス部会会員各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会

LPガス部会会長 渡口 彦則

(公印省略)

設置基準に合わない屋外式ガス湯沸器について

～設置状況調査並びに改善のお願い(緊急)～

みだしの件について糸満市の共同住宅(3階建て 1階は保育園、2階3階は各6世帯、計12世帯)において、屋外式ガス湯沸器の屋内設置が確認されました。

これは、室内ではないものの住宅構造上、換気が行われにくい、いわゆる中廊下への設置で設置基準に合わない大変危険な状態であることが判りました。

各販売事業者におかれましては、同様の事例がないか早急にご確認いただき、設置基準に合わない屋外式ガス湯沸器がありましたら、早期に改善を行って頂きますようお願い致します。

また、関係する保安機関及び工事事業者等へも周知啓発下さいますようお願い致します。

(発見された経緯)

- ・共同住宅の住民から「石油臭い」と消防へ通報。
- ・消防が2階、3階の中廊下に設置されている湯沸器について、不完全燃焼での未燃性ガスの臭いと判断し、「設置基準に合わない屋外式ガス湯沸器について」販売事業所へ通報改善要請を行った。
- ・販売事業所と協会で、再度共同住宅を訪問し屋内設置を確認、ベランダ側への移設について改善方法を検討した。

(※ガス機器の設置基準及び実務指針抜粋 第8版 P.305)

【3-4. ガス機器を設置する場合の留意事項(2)－開放廊下等－】

(1) 基本事項

基本規定53〔給排気に関する基本事項〕

- (1) ガス機器の燃焼排ガスを開放廊下等に排出する場合は、当該廊下等は燃焼排ガスの滞留しない空間を有したものであること。
- (2) 廊下等の一面は外気に開放されていることを原則とするが、壁、窓等で一部閉鎖されている場合は、開口部の位置、範囲、大きさ等の条件を満たすこと。

※設置条件等の詳細については、ガス機器の設置基準及び実務指針(黒本)でご確認下さい。

※当協会ホームページにも写真を掲載しております。

<http://www.okinawakhk.or.jp/>